

～協会けんぽ KANAGAWA～

# 健康保険 だより

令和6年  
3月号

## 今月号のトピックス

TOPIC  
01

協会けんぽの健康診断のご案内

TOPIC  
02

ご退職後に任意継続への加入を希望される方へ

TOPIC  
03

扶養の解除を忘れていませんか？

TOPIC  
04

今から使おう！マイナ保険証

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

## 協会けんぽの健康診断のご案内

協会けんぽでは年度中に1度、健康診断費用の補助を行っており、お得に健診を受診していただけます。

### 被保険者(ご本人)様向け 生活習慣病予防健診

対象

35~74歳の  
被保険者

予約  
方法

健診実施機関へ直接電話または  
Web(一部健診機関のみ)で予約

ご案内

事業所あてに  
3月末より送付

被保険者の  
健診について  
詳しくはこち  
ら



※保険証をお持ちのうえ、受診してください。

予約は  
簡単！



### おすすめポイントをご紹介

① 令和5年度より

自己負担額が軽減されました! 最高 7,169円 →

最高 5,282 円

② 令和6年度より

付加健診※の対象年齢が拡大されます! 40・50歳

40・45・50・55

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

→ 60・65・70歳

③ 定期健診検査項目+がん検診がセットの充実した検査項目が受けられます!

職場の定期健診と置き換えることが可能です。



④ 40歳以上の方は、健診結果に応じて無料の健康サポートが受けられます!

⑤ 健診の結果、医療機関への受診が必要な方には、案内を送付します!

### 被扶養者(ご家族)様向け 特定健康診査

対象

40~74歳の  
被扶養者

予約  
方法

健診実施機関へ  
直接電話で予約

ご案内

被保険者様のご自宅あてに4月上旬  
より受診券(セット券)を送付

被扶養者の  
健診について  
詳しくはこち  
ら



※受診券(セット券)と保険証をお持ちのうえ、受診してください。

裏面もご覧ください



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表) お電話のお掛け間違いにご注意ください。  
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

インターネット検索サイトより  
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



# ご退職後に 任意継続への加入を希望される方へ

「任意継続被保険者資格取得申出書」は**退職日の翌日から20日以内(必着)**に  
お住まいの都道府県を管轄する協会けんぽ支部宛にご提出ください。

※窓口でお手続きいただいた場合も保険証はすぐには交付できません。

窓口でお待ちいただく必要のない郵送でのお手続きをおすすめいたします。



任意継続制度の  
詳細はこちら



申請書・添付書類についての  
詳細はこちら



## 扶養の解除を忘れていませんか？

被扶養者様が**就職等にともない扶養要件から外れる**場合、扶養の解除手続きが必要です。  
詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

ご退職・扶養解除のときは

**保険証等の回収・返却をお願いします**



退職された場合は**退職日の翌日**から、扶養解除がされた場合は**扶養解除日**から、保険証・限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証は**無効**です。

誤って使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費を後日返還していただくことになりますので、ご注意ください。



2024年12月2日に  
保険証は廃止されます

今から使おう！マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん！！】



協会けんぽの制度、取組等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

協会けんぽとは？

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組
- ・保険料率の仕組み 等



健康づくりとは？

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート 等



給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの保険証利用 等

